

【第1問】

問1 正解 1

1. × 不適切。税理士資格を有していないFPが、営利目的の有無、有償・無償を問わず、個別具体的な税理士業務を行うことができない。したがって、相談者が納付すべき所得税額を計算してはならない。なお、仮定の事例に基づいて税額計算の手順を解説したり税法の解説をしたりすることは参加費有料のセミナーにおいても可能である。
2. ○ 適切。投資助言・代理業（いわゆる投資顧問業）の登録をしていないFPは、専門的見地に基づく具体的な投資判断について助言できない。一般的な情報や資料の提供にとどめる必要がある。運用報告書に基づき、その記載内容について説明することは可能である。
3. ○ 適切。生命保険募集人・保険仲介人の登録を行っていないFPは、保険の募集や勧誘を行うことはできないが、一般的な保険商品の仕組みや商品内容の説明、必要保障額の試算を行うことは可能である。

問2 正解 3

1. ○ 適切。(ア)を求める

$$\text{○年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$4 \text{ 年後の給与収入（夫）} : 592 \times (1 + 0.02)^4 = 640.799 \dots$$

$$\rightarrow \underline{641} \text{（万円、万円未満四捨五入）}$$

2. ○ 適切。(イ)を求める

$$\text{年間収支} = \text{収入合計} - \text{支出合計}$$

$$2022 \text{ 年の年間収支} : 654 - 534 = \underline{120}$$

3. × 不適切。(ウ)を求める：1,019万円

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2023 \text{ 年の金融資産残高} : 814 \times (1 + 0.01) + 197 = 1,019.14$$

$$\rightarrow \underline{1,019} \text{（万円、万円未満四捨五入）}$$

【第2問】

問3 正解 3

1. × 不適切。株価純資産倍率（PBR）は、0.91倍である。

$$PBR（株価純資産倍率） = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純資産}}$$

$$RV社のPBR = \frac{2,000\text{円}}{2,200\text{円}} = 0.909\cdots\text{倍} \rightarrow \underline{0.91\text{倍}}$$

2. × 不適切。配当利回りは、1.5%である。

$$\text{配当利回り（\%）} = \frac{1 \text{ 株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

$$\begin{aligned} RV社の配当利回り（\%） &= \frac{30\text{円}}{2,000\text{円}} \times 100 \\ &= \underline{1.5\%} \end{aligned}$$

3. ○ 適切。配当性向は、10%である。

$$\text{配当性向} = \frac{1 \text{ 株当たり配当金}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}} \times 100$$

$$RVの配当性向 = \frac{30\text{円}}{300\text{円}} \times 100 = \underline{10\%}$$

問4 正解 2

	一般的な 公募株式投資信託 (非上場)	E T F (上場投資信託)	J－R E I T (上場不動産投資信託)
取引・購入窓口	各投資信託を取り扱う 証券会社や銀行などの 販売会社	証券会社等	(ア 証券会社等)
取引価格	(イ 基準価額)	市場での取引価格	市場での取引価格
購入時の手数料	投資信託によって、販 売会社ごとに異なる手 数料率を適用	(ウ 販売会社ごとに異 なる手数料率を適用)	(ウ 販売会社ごとに異 なる手数料率を適用)

<解説>

(ア) J－R E I T(上場不動産投資信託)とは、多くの投資家から集めた資金を基にオフィスビルやマンションなどの不動産を複数購入し、そこから得られる賃貸料や売買益が投資家に配分される金融商品であるため、不動産取引業者ではなく証券会社等が窓口になる。

(イ) 一般的な公募株式投資信託(非上場)は、組み入れている株式や債券などの時価評価を基に1日に1つの価額を取引価格として算出している。この基準価額で投資信託の取引が行われる。

(ウ) E T F(上場投資信託)やJ－R E I T(上場不動産投資信託)は取引所に上場しているため、株式と同様に売買時には証券会社ごとに異なる手数料がかかる。

問5 正解 1

1. × 不適切。個人が金地金を売却した場合の所得については、原則、譲渡所得として、給与所得など他の所得と合わせて総合課税の対象となります。
2. ○ 適切。金地金の取引は米ドルで行なわれるため、国内の金価格は為替の影響を受ける。海外の金価格(米ドル建て)が一定の場合、円高(米ドル/円相場)は国内金価格の下落要因となる。
3. ○ 適切。国際情勢が不安定になると実物資産である金に資金が集まり価格が上昇する。一般的な金融商品は発行体の信用リスクが伴うため、実物資産である金の価値は国際情勢の変化等に対して強いと考えられている。

【第3問】

問6 正解 3

＜建物登記記録の構成＞

建物登記記録	表題部	(ア 建物の所在や構造)	
	権利部	甲区	(イ 所有権移転登記)
		乙区	(ウ 抵当権設定登記)

＜解説＞

- (ア) 土地や建物の物理的現況について記載
- (イ) 所有権保存・移転、差し押さえ等、所有権に関する事項について記載
- (ウ) 抵当権や賃借権等、所有権以外の権利に関する事項について記載

問7 正解 1

	一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
複数業者への重複依頼	可	不可	不可
自己発見取引	可	(ア 可)	不可
依頼者への業務状況報告義務	なし	(イ 2週間) に1回以上	1週間に1回以上
指定流通機構への登録義務	なし	媒介契約締結日の翌日から7営業日以内	媒介契約締結日の翌日から(ウ 5) 営業日以内

【第4問】

問8 正解 2

＜解説＞

交通事故で大ケガを負い、給付倍率20倍の手術（1回）を受け、継続して63日間入院した場合に、下記の給付金を受け取ることができる。

入院給付金：入院1日目から1日につき5,000円

* 同一事由の1回の入院給付金支払い限度は60日 ∴60日分

手術給付金：1回につき手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍
∴20倍

- 入院給付金 5,000円×60日＝30万円
- 手術給付金 5,000円×20倍＝10万円
- 給付金合計 30万円＋10万円＝40万円

問9 正解 2

1. ○ 適切。地震保険は、単独での契約はできず、住宅総合保険や火災保険などに付帯して契約する。
2. × 不適切。地震保険では、建物の構造や所在地などによる地震リスクの差異に応じた区分を設けており、「建物の構造や地域」によって保険料率が異なる。保険会社ごとに地震保険の保険料が異なることはないため、数社から見積りを取っても意味はない。
3. ○ 適切。地震や噴火またはこれらによる津波を原因として、居住用建物または家財に生じた損害が、全損・大半損・小半損・一部損のいずれかに該当する場合に保険金が支払われる。建物の損害は主要構造部（壁、柱、床など）の損害により判定される。

問10 正解 3

1. ○ 適切。保険金とは、保険の対象である建物または家財などが保険事故により損害を受けた場合に、その損害に対して支払われる金銭のこと。
2. ○ 適切。保険の対象を金銭的に評価した額（保険価額）を保険金額を超えている場合に超過保険という。保険価額を超えた部分については保険金が支払われることはない。
3. × 不適切。保険の対象と同等のものを新たに建築または購入するために必要な金額を、再調達価額という。新築時から時間が経過した場合の消耗分（経年劣化した分）を差し引かないで価値を計算する。

【第5問】

問11 正解 1

《医療費控除の控除額》

$\boxed{\text{総所得金額等の合計額} \times 5\%}$ と $\boxed{10\text{万円}}$ のいずれか低い方の金額であり、200万円が上限になる。

(注) 守さんの2021年分の所得は給与所得700万円のみである。

$700\text{万円} \times 5\% = 35\text{万円}$ $35\text{万円} > 10\text{万円}$ $\therefore$ 医療費控除の控除額は10万円

なお、その年の総所得金額等が200万円未満の人は、10万円ではなく、総所得金額等の5%の金額になる

- 人間ドック代（重大な疾病が発見され、同年2月より治療のため入院）50,000円
→○対象
- 入院代（医療保険による給付金を8万円受給） $220,000\text{円} - 80,000\text{円} = 140,000\text{円}$
→○対象
- 健康増進のためのビタミン剤の購入代 30,000円
→×対象外
- 風邪のため市販の風邪薬の購入代 3,000円
→○対象

医療費控除の金額（200万円限度）＝実際に支払った医療費の合計額※－10万円
＝ $(50,000\text{円} + 140,000\text{円} + 3,000\text{円}) - 10\text{万円}$
＝93,000円

※生命保険契約などの入院費給付金や、健康保険などの高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など、保険金などで補てんされる金額は差し引く。予防のための医療費は対象外である。

問12 正解 1

【必ず確定申告をしなければならない給与所得者】

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える者
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える者
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている者 など

1. 飯田大介：一時所得10万円は、20万円を超えていない。∴不要
2. 山根正樹：住宅取得年の住宅借入金等特別控除は、年末調整では行われない。∴必要
3. 伊丹正志：給与収入（年収）2,300万円は、給与の収入金額が2,000万円を超えている。
∴必要

【第6問】

問13 正解 2

本問において、民法上の相続人は、子：雪枝さん、孫：結人さんである。配偶者：宗吉さんはすでに死亡している。相続を放棄した子：純一さんは民法上の相続人とならない。子：真希さんはすでに死亡しており、真希さんの子である孫：結人さんが代襲相続人になる。第一順位の相続人は、代襲相続人含めて2人である。子：雪枝さんの法定相続分は $\frac{1}{2}$ 、孫：結人さんの法定相続分は $\frac{1}{2}$ である。

問14 正解 1

暦年課税は、1 暦年間（1 月 1 日から12月31日まで）に受贈者が贈与により取得した財産の合計額から基礎控除110万円を控除した残額に対して課税される。

《適用税率》

- 20歳以上の者が直系尊属（父母や祖父母など）から受贈：特例税率
- それ以外の受贈：一般税率

本問は、現金550万円を母から子（30歳）に、また、現金50万円を祖父から孫（30歳）に贈与したケースであるため、特例税率の速算表を用いて贈与税額を計算する。

$$\text{贈与税額} = (\text{贈与税の課税価格} - \text{基礎控除}) \times \text{税率}$$

$$= (550\text{万円} + 50\text{万円} - 110\text{万円}) \times 20\% - 30\text{万円}$$

$$= \underline{68\text{万円}}$$

問15 正解 2

「相続開始の直前において、被相続人の居住の用に供されていた宅地等は、所定の要件を満たせば、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができます。その宅地等が特定居住用宅地等に該当する場合、（ア 330） m^2 を限度として、相続税評価額を（イ 80）%減額できます。」

＜解説＞

亡くなった母と同居していた親族（子：裕太さん）さんが相続税の申告期限まで居住と所有を継続していた場合に、その居住用宅地は「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができる。限度面積と減額割合は表のとおり。

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330m^2	80%
事業用	特定事業用宅地	400m^2	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200m^2	50%

【第7問】

問16 正解 3

＜柴田家のバランスシート＞

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン 320	
普通預金	600		
定期預金	2,000		
財形年金貯蓄	300		
上場株式	450	負債合計 320	
生命保険（解約返戻金相当額）	250	[純資産] (ア 6,580)	
不動産（自宅マンション）	3,300		
資産合計	6,900	負債・純資産合計 6,900	

【バランスシートの作成の手順】

- 設例のデータ [保有財産（時価）]・[負債残高] から、柴田家の資産合計と負債合計を求める。バランスシートを作成すると、資産合計は6,900万円、負債合計は320万円となる。「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も6,900万円となる。

- 純資産（ア）を求める。

$$\begin{aligned}
 \text{純資産} &= \text{資産合計} - \text{負債合計} \\
 &= 6,900 \text{万円} - 320 \text{万円} \\
 &= \underline{6,580 \text{万円}}
 \end{aligned}$$

問17 正解 2

将来の目標額から毎年の積立額を求めるには、「将来の目標額×減債基金係数」で求められる。

$$\begin{aligned}
 350 \text{万円} \times 0.09133 \text{ (2.0\%・10年の減債基金係数)} &= 319,655 \text{円} \\
 &\rightarrow \underline{320,000 \text{円}} \text{ (千円未満を切上げ)}
 \end{aligned}$$

問18 正解 2

- 適切。財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄の元利合計550万円（財形年金貯蓄のうち、郵便貯金、生命保険・損害保険の保険料、生命共済の共済掛金、簡易保険の掛金等は払込ベースで385万円）から生ずる利子等が非課税となる。
- × 不適切。財形年金貯蓄制度は、55歳未満の勤労者が、金融機関を通じて 1人1契約のみ 契約することができる。
- 適切。5年以上の期間にわたって、定期的に賃金から控除（天引）することにより、事業主を通じて積み立てる。60歳以降の契約所定の時期から5年以上の期間にわたって年金として受け取ることを目的としている。

問19 正解 2

1. × 不適切。死亡一時金は、第一号被保険者が死亡しても遺族基礎年金が受給できない場合に支給される。大地さんは第二号被保険者なので、妻の智子さんは支給の対象にならない。
2. ○ 適切。遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者が死亡した場合、その者によって生計を維持されている一定の遺族に支給される。生計維持要件を満たされているため、妻の智子さんには遺族厚生年金が支給される。また、夫の死亡当時40歳以上65歳未満の子のない妻にも中高齢寡婦加算額が遺族厚生年金に加算される。妻が65歳になると妻自身の老齢基礎年金を受給できるため中高齢寡婦加算は打ち切られる。
3. × 不適切。遺族基礎年金は、18歳到達年度末日（3月31日）までの子のある配偶者に支給される。長男の誠さんは20歳なので、智子さんに遺族基礎年金は支給されない。

問20 正解 3

「介護保険では、(ア 65) 歳以上の者を第1号被保険者、40歳以上(ア 65) 歳未満の者を第2号被保険者としています。第1号被保険者の介護保険料は、公的年金の受給額が年額(イ 18) 万円以上の場合にはその年金から天引きされます。

介護保険の給付を受けるためには、(ウ 市町村または特別区) の認定を受ける必要があります。認定審査の判定結果は、『要介護1～5』『要支援1・2』『非該当』と区分されます。要介護と認定されると居宅サービス、施設サービスのどちらも利用できます。」

<解説>

被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上の人である。第1号被保険者は65歳以上の人、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者である。

	第1号被保険者	第2号被保険者
被保険者	市区町村に住所を有する65歳以上の人	市区町村に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者
保険料	市区町村が保険料を徴収します。 所得段階別定額保険料となっている。 ※保険料は市区町村により異なる。 ※年金受給者は、原則として年金から天引き（特別徴収）される。	40歳になった月から、医療保険者が医療保険料に上乗せして徴収開始。
受給権者	要介護者・要支援者	加齢による15の特定疾病または末期がんにより、要介護者・要支援者となった者のみ
自己負担	原則1割（食費と施設での居住費は全額利用者負担）※	

※【介護給付の自己負担割合】

- 第2号被保険者および住民税が非課税の人などは所得に関わらず1割負担
- 第1号被保険者場合の自己負担割合は、1～3割

<65歳以上一人暮らしの自己負担割合>

- ・年金収入とその他の合計所得金額340万円以上の人：3割負担
- ・年金収入とその他の合計所得金額280万円以上の人：2割負担

<65歳以上夫婦の自己負担割合>

- ・年金収入とその他の合計所得金額463万円以上の人：3割負担
- ・年金収入とその他の合計所得金額346万円以上の人：2割負担